

中小企業税務対策について（改訂継続）

1 所得税・法人税共通関係

- ① 電話加入権について減損または減価償却による損金算入を認めていただきたい。

（理由）電話加入権は、無形固定資産として取得価額で計上されており、損金算入は認められていない。また、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では、電話加入権は減損会計の適応対象とされている。よって、電話加入権について減損を認めるべきである。なお、減損処理は、一時に多額の損金算入を認めることとなるため、減損処理または減価償却制度を適用し、損金算入を認めるべきである。

2 所得税関係

- ① 年少扶養親族に対する所得控除を復活させていただきたい。

（理由）児童手当等の給付は、社会保障制度のひとつとして子育て支援が目的である。一方、扶養控除制度は、所得税法の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。従って、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

3 法人税関係

- ① 法人役員の定期同額給与の減額改定を行う場合の要件となっている業績悪化改定事由の見直しをしていただきたい。

（理由）中小企業を取り巻く厳しい経済状況を踏まえても、減額は利益調整ではなく、企業の存続のためにやむを得ず減額するケースが多いと思われるので、柔軟な取り扱いができるよう見直しが必要である。

- ② 退職給与引当金の損金算入制度を創設していただきたい。

（理由）退職給与引当金は、一般に公正妥当と認められる会計基準が支持し、中小企業会計指針等においてもこれを適切妥当であるとする根拠を有するものである。退職給与引当金については、就業規則等に基づく労働法規上も制約拘束される法的責務として認識するべきものであり、損金算入を認めるべきである。

4 相続税関係

- ① 贈与税の基礎控除の引き上げおよび税率の緩和並びに子育て世代への税率を緩和していただきたい。

（理由）高齢者層に偏在しているという個人資産の移転を図るものであれば、贈与による移転をしやすくし、経済的効果を図るためにも基礎控除を引き上げるべきである。併せて、子育て世代への贈与税の負担を緩和するための税率引き下げを考慮していただきたい。

5 消費税関係

- ① 消費税の各種届出書および申請書の提出期限は、現在、事業年度終了の日までに、

となっているが、申告書の提出期限と同一にしていきたい。

(理由) 中小企業にとって、翌期以降の予測は困難を極め、決算の成績によりはじめて予測できる状況である。場合によっては納税額に大きな影響も与えてしまうので、事前届出制度を廃止して申告書の提出期限とすべきである。

6 印紙税関係

① 印紙税法を廃止すべきである。

(理由) 印紙税は、特定文書の作成に対して課税されるものであるが、電子商取引が普及して電子決済が進んでいる現在、紙により作成された文書には課税し、電子文書には課税しないのは不公平であるので、廃止すべきである。